

見積業者選定経過書

1 業務名	マイナポイントを活用した消費活性化策の情報発信業務
2 応募者数	2社
3 委員会の構成 委員長 委員	DX 推進課長 DX 推進課企画幹兼課長補佐 DX 推進課企画幹 広報県民課広報係 主事 市町村課行政係 主査
4 評価基準	別紙のとおり
5 評価結果 選定された者 評価点集計結果（点数） 評価点集計結果（順位） 評価点集計結果（費用）	株式会社ながのアド・ビューロー 100点満点中 54.0点 1位
6 企画提案を求める具体的内容	1 業務内容 (1) マイナポイント事業を効果的に県民に周知 (2) マイナポイント予約及び申込等の必要事項を周知 (3) マイナポイントの利用につながる広報を実施 2 実施体制 (1) 事業が適切に実施できる体制 (2) 現実的な実施スケジュール 3 必要経費
7 企画提案で評価された点	1 マイナポイントの消費活性化策について効果的に県民に周知できる広報方法であったこと 2 マイナポイント予約及び申込等の必要な事項が含まれていたこと 3 県民がマイナポイントを利用しやすくなるような内容（マイナポイント利用可能店舗等の広報等）を含み、マイナポイントの利用につながるような広報内容であったこと
8 総合的判断	プロポーザル審査で最高点を獲得した株式会社ながのアド・ビューローを最も優れた提案を行った者として見積業者に選定する。

審査項目	審査内容	配 点
1 業務の内容 (60点)	マイナポイントの消費活性化策について効果的に県民に周知できる広報方法であること	20
	マイナポイント予約及び申込等の必要な事項が含まれていること	20
	県民がマイナポイントを利用しやすくなるような内容(マイナポイント利用可能店舗等の広報等)を含み、マイナポイントの利用につながるような広報内容であること	20
2 業務の実施 体制(30点)	事業が適切に行える体制が整っていること	15
	事業の実施スケジュールが現実的であるものであること	15
3 業務に要する経費及びその内訳(10点)	事業実施に係る必要経費が適切に見積もられ、かつ、県の予算の範囲内であること	10
合 計		100